

## 第4回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月30日（金）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 15番 中井 悟  
会長職務代理 7番 西元 道啓  
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝  
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市  
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志  
9番 石井 妙司 10番 金子辰四郎  
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫  
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 現況証明願いについて
  - 第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第6 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第8 農地法第6条第1項の規定による報告について
  - 第9 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第10 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について
  - 第11 蘭越町環境審議会委員の推薦について
  - 第12 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第4回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、6番 宮武 委員 と7番 西元 委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第3回の総会以降の諸般について、報告いたします。

10月16日、岩内町において、後志地方農業委員会連合会研修会に出席しております。同月20日から21日、利用状況調査、農地パトロールを皆さんと共に行っております。同月27日北海道知事へ町長と一緒に表敬訪問を行っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1について、上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

16番  
(伊藤委員)

番号1番について説明いたします。10月6日に中井会長、岩間委員の3名で現地を確認しております。場所は〇〇にある3筆となります。現況は木が生い茂っており、農地ではありませんでした。農地採草放牧地以外として判断いたしました。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1及びNO2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和2年10月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成9年1月30日から平成19年1月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年10月19日、土地引渡の日は令和2年10月30日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成31年1月31日から令和6年1月29日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年10月21日、土地引渡の日は令和2年10月30日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1及びNO2について、担当委員の補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員)

内容については、事務局説明のとおりです。番号1番の場所は、〇〇になります。

番号2番については、〇〇になります。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第2号は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号については、原案のとおり受理することとします。  
日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1からNO4について、一括、上程します。  
NO1及びNO4について、事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権及び使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年10月30日提出。  
蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和12年10月29日までの10年間です。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和12年10月29日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

番号1から番号2の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、引き続き、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年10月29日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、引き続き、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年10月29日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1及びNO2について、担当委員の補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員)

内容については、事務局説明のとおりです。場所について、番号1番は、〇〇になります。

2番については〇〇の前側と、小さい川を挟んだ一団地となります。

番号3番については、〇〇宅から100m〇〇へ向かったあたりの農地となります。

13番  
(坂井委員)

内容については、事務局説明のとおりです。場所については、〇〇宅の裏、〇〇横の農地となります。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
議案第3号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第3号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第7、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、一括、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年10月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は使用貸借、価格は無償です。申請理由は、〇〇〇に供するためです。別紙、調査書をご覧願います。第2種農地に判断した理由としては、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

1月30日の総会で農用地区域の変更について、異議がない旨、町へ通知し、また、6月30日の総会で農地法第5条の規定による許可について、許可相当である旨、北海道農業会議へ諮問しておりました。

この度、7月17日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答があり、また、10月5日に農用地区域の変更に係る決定公告が終了した経過にあります。

議 長 NO1について、順次、担当委員の補足説明を願います。

2番 (近藤委員) 内容については事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇〇へ向かった〇〇宅付近になります。よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑意見はないでしょうか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。  
議案第4号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 質疑なし。

議 長 議案第4号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第8、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

事務局 (福岡係長) NO1について事務局から説明願います。  
議案第5号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和2年10月30日提出、蘭越町農業委員長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となりました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和2年9月18日付けで〇〇〇より、令和元年7月1日から令和2年6月30日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 　　ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　質疑なしと認めます。  
今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　それでは、議案第5号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

暫時休憩といたします。

(〇〇委員着席)

再開します。

NO2について事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長) 　　番号2、10月21日付けで〇〇〇より平成31年1月1日から令和元年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提



出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、議案第5号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第9、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO4について、一括、上程します。

事務局から説明願ひます。

事務局  
(福岡係長)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年10月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年11月5日から令和7年11月4日までの5年間です。価格は総額で〇〇

〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年11月5日から令和7年11月4日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。新規の貸し付けです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年1月1日、対価の支払期限は令和2年12月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権

移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年1月1日、対価の支払期限は令和2年12月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 NO1からNO4について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

11番 (安田委員) 番号1番について説明いたします。内容については事務局説明とおりです。場所ですが、〇〇宅から300m〇〇寄りにある農地です。よろしくお願いいたします。

16番 (伊藤委員) 番号2番から4番までを説明します。内容については事務局説明とおりです。場所は、番号2番は〇〇〇側へ行った両サイドになります。

3番については、〇〇宅裏になります。

4番については、〇〇宅の横を〇〇へ行くあたりの農地となります。よろしくお願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 質疑なしと認めます。  
議案第6号は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長

議案第6号については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第10、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農地利用配分計画（案）についてを議題とします。

NO1からNO2について、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。令和2年10月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和2年12月30日から令和6年12月29日までの4年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

なお、本案件は、平成26年度に〇〇氏が農地集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、令和6年度まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、〇〇さんが引き続き借り受けすることとなったものです。

番号2番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和2年12月30日から令和6年12月29日までの4年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

なお、本案件は、平成26年度に〇〇氏が農地集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、令和6年度まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、〇〇さんが引き続き借り受けすることとなったものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1からNO2について、順次、担当委員の補足説明を願います。

9 番  
(坂井委員)

番号1番について説明いたします。内容については事務局説明とおりです。場所ですが、〇〇宅の裏となります。よろしくお願いいたします。

8 番  
(吉田委員)

番号2番について説明いたします。内容については事務局説明とおりです。場所ですが、〇〇〇方面へ向かった右側付近にある農地です。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第7号、NO1からNO2について、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案7号のNO1からNO2について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

NO3について、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

再開します。

NO3について事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

番号3番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇、田が〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和2年12月30日から令和6年12月29日までの4年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

なお、本案件は、平成26年度に〇〇氏が農地集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、

令和6年度まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、〇〇さんが引き続き借り受けることとなったものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 NO3について、担当委員の補足説明を願います。

5番  
(岩間委員) 番号3番について説明いたします。内容については事務局説明とおりです。場所ですが、〇〇〇へ向かい〇〇宅の裏側にある農地となります。よろしくお願いたします。

議 長 これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第7号、NO3について、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案7号のNO3について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。  
暫時休憩といたします。  
(吉田委員着席)

再開します。

日程第11、議案第8号 蘭越町環境審議会委員の推薦についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長) 議案第8号 蘭越町環境審議会委員の推薦について、令和2年10月30日提出、蘭越町農業委員長名。

お手元にお配りしました資料をご覧ください。蘭越町では、蘭越町環境審議会設置規則に基づき、本町の環境保全及び創出に関する基本事項の一環として、空き家対策や景観に配慮したまちづくり等の調査審議を行う蘭越町環境審議会を設置するにあたり、当委員会へ委員として1名の推薦依頼が来ております。この審議会につきましては、本年3月に規則が一部改正されておりますが、

平成14年度に景観条例制定について話し合いが行われていた審議会となります。

どのように選考したらよろしいかお諮りいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、環境審議会委員の選考にあたり、どのように選考したらよろしいかお諮りします。

7 番  
(西元委員)

事務局に腹案はないのですか。

議 長

ただ今、西元委員から事務局に腹案があればとの発言がありましたが、皆様よろしいですか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしであれば、事務局説明願います。

事務局  
(木村局長)

それでは、事務局腹案として、平成14年度、当農業委員会からは中井委員が任命されております。

先ほどの説明でお話ししました、景観条例制定の際には十数回の会議が行われており、その経過や内容等に精通していることから、中井会長が適任ではないかと事務局では判断させていただき、推薦を提案させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から私（中井会長）を推薦するとの腹案が提出されましたが、異議等ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議ないものとして決定し、その旨、町へ報告します。

日程第12、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局  
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和2年10月30日提出、蘭越町農業委員長名。

10月13日付けで、〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆の全農地について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、

報告いたします。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(木村局長)

1つ目、次回総会について、11月27日（金）午後1時30分予定とします。

2つ目、〇〇〇経過について、〇〇〇についての〇〇〇が10月14日に開かれました。〇〇〇。〇〇の経過を引き継ぎまして、〇〇〇となり、〇〇〇から提〇〇〇、当方からは〇〇〇が〇〇を〇〇しております。〇〇から〇〇〇の〇〇がありましたが〇〇されております。また、〇〇に関しては、〇〇の変更となることから認めないこととなりました。

〇〇をもって、〇〇となり、〇〇は、〇〇されております。〇〇からは、〇〇と思われるとの連絡を受けております。〇〇については以上となります。

3つ目、〇〇について、先般の総会時におきまして、〇〇連絡があったことをお伝えしておりましたが、〇〇があったとのことでした。〇〇では、〇〇の確認をしたいとのことでした。当委員会で先般実施しました農地パトロールでの耕作状況について〇〇については随時皆様にお伝えしていきます。

4つ目、福岡係長の自治大入校について、11月20日から1月14日の日程で自治大学校第2部課程190期研修生として東京都立川市にあります自治大学校へ入校することが決定しましたのでお知らせいたします。なお、その期間は不在となります。

以上で報告を終わります。

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第4回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了



以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印